

|   |    |   |     |     |                               |
|---|----|---|-----|-----|-------------------------------|
| 4 | II | 4 | (2) | P37 | 健康な喫煙方法についても議論し、目標値に設定してはどうか。 |
|   |    |   |     |     | "効用とリスク"の周知達成率を目標値にすべきである。    |

・たばこ価格の上昇、たばこ税の引き上げによる財源を健康づくりの特定財源にするべきという意見について

| 該当箇所(ページ) |    |   |       |     | 意見の概要  |
|-----------|----|---|-------|-----|--|
|           |    |   |       |     | たばこ価格、たばこ税の引き上げに賛成(のみ) 46件   |
|           |    |   |       |     | たばこ税の引き上げによる財源を健康づくりの特定財源とすることについて賛成 144件  |
|           |    |   |       |     | 合計 190件  |
|           |    |   |       |     | 増税によるたばこ消費の減少で税収が見込めなくても、税収以上の効果がある。仮に税収が落ちようとも、死亡数が減り、喫煙コストも減り、受動喫煙も減り、医療費も減るため、これは国にとって大きなプラスとなる。      |
| 3         | II | 4 | (3)   | P19 | 論理的な算出方法に基づき、意図しないような急激な引き上げではなく、長期間にわたる緩やかな引き上げを検討していただきたい。   |
|           |    |   |       |     | 賛成<br>税金ではなく罰金とするべきである。  |
| 4         | II | 4 | (3) ③ | P45 | 具体的な価格として、1箱500円、600円、800円、900円、1,000円、2,000円、3,000円、10,000円とするべきという意見があった(〇〇円あがれば禁煙するという調査データをみたことがある)。 |
|           |    |   |       |     | たばこ税の引き上げによる財源を分煙設備の財源に充てるべきである。   |
|           |    |   |       |     | たばこ税の引き上げによる財源を保健所や健康センターの人材確保に充てるべきである。   |
|           |    |   |       |     | たばこ税の引き上げによる財源を反たばこCMや正しいたばこの情報を提供するシステムの構築に充てるべきである。  |
|           |    |   |       |     | たばこ税の引き上げによる財源を禁煙治療の適応拡大やたばこに起因する病気の治療費の助成に充てるべきである。(他同趣旨のご意見13件)  |
|           |    |   |       |     | たばこ税の引き上げによる財源を過敏症患者への治療費や生活補償等に充てるべきである。(他同趣旨のご意見3件)  |

|   |    |   |     |       |    |   |
|---|----|---|-----|-------|----|---|
|   |    |   |     |       | 賛成 | たばこ税の引き上げによる財源を介護予防や子育て支援に充てるべきである。   |
|   |    |   |     |       |    | たばこ税の引き上げによる財源をたばこ耕作や小売りの転作・転業費等に充てるべきである。(他同趣旨のご意見15件)   |
|   |    |   |     |       |    | たばこ価格、たばこ税の引き上げに反対(のみ) 141件   |
|   |    |   |     |       |    | たばこ税の引き上げによる財源を健康づくりの特定財源とすることについて反対 102件   |
|   |    |   |     |       |    | 合計 243件   |
|   |    |   |     |       |    | 取りやすいところから取ろうというたばこ税のみのねらいは税の公平性に反している。喫煙者のみに負担を強いるのはおかしい。なぜ納税者が肩身の狭い思いをしなければならないのか。(他同趣旨のご意見67件) |
|   |    |   |     |       |    | 地域の公共のニーズに応じて自主的に使える一般財源の減少になる(財政の硬直化につながり、財源の適正配分を歪める)。一般財源だからこそ喫煙者のたばこ税が有効に活かされる。(他同趣旨のご意見11件)  |
| 3 | II | 4 | (3) | P19   |    | たばこ税は国、都道府県、市町村の財政に寄与している(データを公表すべき)。(他同趣旨のご意見26件)  |
|   |    |   |     |       |    | 喫煙者の納税金額を今一度データで示すべきである。  |
| 4 | II | 4 | (3) | ③ P45 | 反対 | 仮にたばこ税収が0となった場合、約2兆3千億円をどの分野からもってくるのか。安定的な確保ができなくなる。(他同趣旨のご意見5件)                                  |
|   |    |   |     |       |    | 高価格が偽たばこ(脱税粗悪品)の誘引を助長し、密輸、麻薬等の温床となりかねず、犯罪にもつながる恐れがある。(他同趣旨のご意見5件)                                 |
|   |    |   |     |       |    | たばこ税は、喫煙者のために充当すべきである(いつでも吸える場所の提供などの環境整備、分煙設備の充実)。(他同趣旨のご意見6件)                                   |
|   |    |   |     |       |    | 消費税率アップならばまだ理解できる。(他同趣旨のご意見1件)  |
|   |    |   |     |       |    | 幅広く十分な検討がなされていない中でたばこ税の引き上げを行うべきではない。(他同趣旨のご意見2件)   |
|   |    |   |     |       |    | 個別の物品に係る税の在り方については、税制全体の中で様々な観点から検討し、決定されるべき課題である。  |
|   |    |   |     |       |    | 今年7月に値上げしたばかりなので増税に反対である(家計を圧迫している)。(他同趣旨のご意見7件)  |
|   |    |   |     |       |    | 今年7月の増税分とたばこ特別税をそのまま健康増進の財源に回すのなら納得できる。   |

|   |    |   |     |   |     |    |   |  |
|---|----|---|-----|---|-----|----|---|--|
| 3 | II | 4 | (3) |   | P19 | 反対 | 道路特定財源にみられるように、医療関係者の既得権を生み、行財政改革に逆行する。 |  |
| 4 | II | 4 | (3) | ③ | P45 |    | 増税は一時的な発想であり無責任である。(他同趣旨のご意見1件)         |  |
|   |    |   |     |   |     |    |   | たばこを購入することに対する課税ではなく吸うことに対する課税とすべきである。 |

・今後重点的に取り組むべき課題及び新たに講ずべき施策等について

| 該当箇所(ページ)                                    |    |   |     |   | 意見の概要 |  |  |
|--|----|---|-----|---|-------|--|--|
| 4  | II | 4 | (3) | ① | P45   | 「学校や家庭が連携した地域での包括的喫煙防止対策」ではなく、「保健所と学校の連携協働の下に、家庭をはじめ地域を巻き込んだ包括的喫煙防止対策」とする。   |  |
|  |    |   |     |   |       | 箱に警告広告を目立つように入れるべきである(例えば50%以上)。(他同趣旨のご意見19件)  |  |
|  |    |   |     |   |       | たばこのパッケージに歯周病と口腔がんの表示の追加するべきである。   |  |
|  |    |   |     |   |       | 学校教育だけでなく、親、大人、老人、妊婦へも十分な指導をし、行政の広報、NHKニュース、テレビコマーシャルなどをもっと活用するべきである。  |  |
|  |    |   |     |   |       | テレビや映画などの映像での喫煙シーンを禁止するべきである。(他同趣旨のご意見3件)  |  |
|  |    |   |     |   |       | 「テレビを見る時は明るい部屋で、はなれて見てください」と言ったメッセージや、「この作品には暴力を含む残虐なシーンが含まれています」と言ったラベルがあるが、「この作品には喫煙を含む表現が含まれます」と言った表示は不可欠であり、特に「未成年者による喫煙」が含まれる作品は、その作品の中での扱い方に関わらずボーダーレスであってはならない。 |  |
|  |    |   |     |   |       | ダイオキシン等と同様にたばこの有害性についてもっと広報するべきである(禁煙先進国のTVCM等)。(他同趣旨のご意見1件)   |  |
|  |    |   |     |   |       | 喫煙はニコチン依存症と関連疾患からなるれっきとした疾患であるということを重点的に啓発するべきである。(他同趣旨のご意見2件)   |  |
|  |    |   |     |   |       | 喫煙はみっともないという意識を広げるべきである。   |  |
|  |    |   |     |   |       | たばこの自動販売機の撤廃、もしくは通学路から撤去するべきである。(他同趣旨のご意見64件)  |  |
| 身分証や成人識別式カードの店頭での提示を義務付けるべきである。(他同趣旨のご意見22件) |    |   |     |   |       |  |  |
| 喫煙した未成年者、保護者に罰則を科すべきである。(他同趣旨のご意見4件)         |    |   |     |   |       |  |  |

|   |    |   |     |   |     |  |
|---|----|---|-----|---|-----|--|
| 4 | II | 4 | (3) | ① | P45 | 未成年者喫煙防止法の強化をするべきである。  |
|   |    |   |     |   |     | 子どもの健康教育のためにも、家庭内の喫煙率、特に母親の喫煙率の低下を図るべきである(現状では理解が得られにくい)。(他同趣旨のご意見1件)                                |
|   |    |   |     |   |     | 学校では全面禁煙とするべきである。(他同趣旨のご意見1件)  |
|   |    |   |     |   |     | 未成年者の喫煙を目撃した時の対処方法を示してほしい。   |
|   |    |   |     |   |     | 未成年者はコンビニで買う場合が多いため、コンビニが新規オープンすれば全てに免許を付与するということはやめ、販売店を減少させ、販売店の教育等に力を注ぐべきである。                     |
|   |    |   |     |   |     | 未成年者の喫煙について、親のしつけの悪さをたばこ販売店に押しつけることは納得できない。  |
|   |    |   |     |   |     | 健康増進法第25条の強化による受動喫煙対策の徹底するべきである(公共の場所の完全禁煙、受動喫煙の義務化、罰則規定の設定等)。(他同趣旨のご意見81件)                          |
|   |    |   |     |   |     | 路上喫煙、歩きたばこの禁止・厳罰化をして欲しい。(他同趣旨のご意見34件)  |
|   |    |   |     |   |     | 公共の場所や飲食店等を全面禁煙とすべきである(達成率の目標値を設定等のチェック体制の整備)。(他同趣旨のご意見27件)  |
|   |    |   |     |   |     | 家庭内でも受動喫煙防止とするべきである。(他同趣旨のご意見2件)   |
|   |    |   |     |   |     | 官公庁は敷地内禁煙とするべきである(各省庁、各都道府県庁舎内での喫煙状況を公表すべき)。(他同趣旨のご意見1件)   |
|   |    |   |     |   |     | 病院、学校、子ども向けの施設においては禁煙とするべきである。   |
|   |    |   |     |   |     | 分煙、禁煙を徹底している施設に対して補助金や税免除などの補助をして欲しい。(他同趣旨のご意見1件)  |
|   |    |   |     |   |     | 喫煙率の削減や増税よりも、喫煙者と非喫煙者の共存、マナーの向上のため、分煙を徹底させるべきである(喫煙場所を必ず設けること、現状では屋外に移動するだけの措置がなされている)。(他同趣旨のご意見10件) |
| 4 | II | 4 | (3) | ② | P45 | 未成年者にも保険適用を認めたり、歯科でも保険で禁煙治療ができるようにするなど要件を緩和し柔軟性をもったものにするべきである。(他同趣旨のご意見37件)                          |
|   |    |   |     |   |     | 喫煙者に要禁煙治療と通知して禁煙勧奨をし、健診後の事後指導を徹底するべきである(禁煙支援マニュアルの積極的な活用を)。(他同趣旨のご意見23件)                             |
|   |    |   |     |   |     | 禁煙治療を行う病院を増やして欲しい。(他同趣旨のご意見1件)   |
|   |    |   |     |   |     | たばこの禁煙外来についての情報提供が少ないため、禁煙希望者の住まいの近くに禁煙外来があるかどうか簡単に検索できるシステム作りが必要である。                                |

|   |    |   |     |   |     |  |
|---|----|---|-----|---|-----|--|
| 4 | II | 4 | (3) | ② | P45 | <p>プロの禁煙指導員の養成が必要である。</p> <p>禁煙のための治療や薬に対する補助をして欲しい。</p>   |
| 4 | II | 4 | (3) | ③ | P45 | <p>喫煙率減少や増税で死亡率を減少できるか疑問である。</p> <p>生活習慣病は様々な要因が重なって発症するものであり、「喫煙は体に悪く、疾病の原因になる」ことについては科学的に証明されていない。喫煙率が高くても日本は世界一の長寿国であり、寿命や医療費との相関関係はない。(他同趣旨のご意見72件)</p> <p>「自治医科大学等の研究の成果によると、長寿について高血圧・糖尿病・高脂血症・たばこなどに有意な差はない」という記事を読んだことがある。</p> <p>喫煙者率は大幅に減少しているが、たばこ関連疾患とされるものの代表例である肺がん等による死亡率は上昇している(たばこを吸わない人も肺がんになっている)。(他同趣旨のご意見68件)</p> <p>たばこを吸っても健康で長生きである。長生きしている人がいる。吸わなくても短命な人がいる。(他同趣旨のご意見22件)</p> <p>"たばこのどの成分が人体のどこに作用し、〇〇病の原因となる"というような研究結果があるのであれば、はっきりと示してもらいたい。</p> <p>たばこだけを疾病の原因として批判し、規制するのは問題である(他にも規制するべきものがある)。</p> <p>たばこのリスクを述べるのであれば、酒の害、排気ガス、工場からの排煙、電磁波、食生活、アスベスト、肥満、塩分、遺伝等のあらゆる要因まで含めて多面的に検討し、その経済損失を生活習慣病、疫学の視点でも整理して情報開示していただきたい。</p> <p>たばこさえやめれば健康になれるような印象を受ける。(他同趣旨のご意見5件)</p> <p>飲酒の社会問題の方が大きいので、飲酒についても同様に扱うべきである(優先度は上)。(他同趣旨のご意見23件)</p> <p>排気ガス等の大気汚染についても同様に扱うべきである(優先度は上)。(他同趣旨のご意見26件)</p> <p>アスベスト、食生活(塩分、糖分、脂肪分の多い食料品等)、産業廃棄物等についても同様に扱うべきである(優先度は上)。(他同趣旨のご意見10件)</p> <p>「(諸外国の例に倣って)たばこ包装紙の健康警告表示にがん患者や担がん臓器の写真を使用する」を追加する。健康警告表示は、もっと視覚に訴えた方が効果があるし、製造販売元としても正確な情報提供である。</p> |

|   |    |   |     |   |     |  |
|---|----|---|-----|---|-----|--|
| 4 | II | 4 | (3) | ③ | P45 | 「未成年者の喫煙防止教育は学校保健に頼るところが大きい。学校保健の中心的担い手である養護教諭が中心になって、学級活動や保健学習等の活用によって新たな児童生徒の禁煙防止を図ると共に、子どもを通して家庭における話題提供により家族の禁煙に発展するような教育プログラムを開発する。」を追記して欲しい。 |
|   |    |   |     |   |     | 首長、公の職員、教員、医療従事者は禁煙するべきである。(他同趣旨のご意見12件)   |
|   |    |   |     |   |     | 「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」の標語を「1に禁煙～」として欲しい。(他同趣旨のご意見11件)   |
|   |    |   |     |   |     | 最終的なたばこの製造、販売、喫煙を全て禁止するべきである(薬物と同様に非合法化、関係者への補償も必要)。(他同趣旨のご意見11件)  |
|   |    |   |     |   |     | たばこの広告(間接的なものも含む)、イベント、スポンサーシップ等の禁止するべきである。(他同趣旨のご意見11件)   |
|   |    |   |     |   |     | 喫煙が自己責任ならば、喫煙が原因の病気にかかる医療費は喫煙者が支払うような制度、健康保険料の引き上げ等が必要である。(他同趣旨のご意見8件)   |
|   |    |   |     |   |     | たばこ事業法を廃止し、タバコを厚労省所掌としてほしい。(他同趣旨のご意見7件)  |
|   |    |   |     |   |     | 喫煙マナーを守り、他人への迷惑防止を行えば十分。そのための対策が急務である。(他同趣旨のご意見4件)   |
|   |    |   |     |   |     | たばこによる化学物質過敏症の診断、治療ができる医療機関などの情報の充実など、たばこによる化学物質過敏症で悩む人々への対策の強化を望む。(他同趣旨のご意見3件)  |
|   |    |   |     |   |     | 喫煙者に免許証(登録証)を発行するべきである。(他同趣旨のご意見2件)  |
|   |    |   |     |   |     | 妊婦の喫煙に対する罰則を規定するべきである。   |
|   |    |   |     |   |     | やめたい人はもちろん、やめる意思のない人もやめたいくなるような環境づくりをして欲しい。  |
|   |    |   |     |   |     | 「卒煙」という言葉を普及させるべきである。  |

・たばこ分野全体に対するご意見

| 意見の概要   |
|---|
| たばこに関する部分は全て削除するべきである。(他同趣旨のご意見7件)  |
| たばこ農家、たばこ販売店等の生活に影響がでるような議論はやめてほしい。営業妨害であり、やるならば補償が必要である。(他同趣旨のご意見67件)  |
| たばこはストレス解消、精神面の安定、気分転換などに役立っている(アルツハイマー予防に効果があるとも聞いた)。(他同趣旨のご意見65件)   |
| たばこ反対派の声だけを重視しており、報告書案は一方の偏った意見に基づいて作成されていると思う(都合のいいデータだけ、たばこの悪い部分だけを誇張、喫煙者の意見も反映すべき)。(他同趣旨のご意見29件)                   |
| なぜたばこのみが批判されなければならないのか納得できない。これ以上肩身の狭い思いをさせないでほしい。(他同趣旨のご意見20件)   |
| 未成年者にたばこを吸わせないように一声運動を実施したり、自動販売機の夜間自主規制に協力するなどしているのに、一方的な悪人扱いはやめてほしい。(他同趣旨のご意見28件)                                   |
| JTのホームページで読んだ反対意見や過去の意見書の方が正しいことを伝えているように思うが、議論されているのか。もっとオープンな場で、双方が有利な情報、不利な情報に関わらず議論して、本当の情報を捕らえることができるようにしてもらいたい。 |
| 「健康日本21中間評価報告書案」を提示されるまで、賛否両論の意見があったことと思われるが、賛否両論の論点・根拠を明確に併記し、その上で案としての結論に至ったことを明らかにすべきである。                          |
| 偏見と差別を助長するたばこ攻撃をやめてもらいたい。   |
| たばこだけを悪者にするのではなく、栄養の偏りと運動不足による「肥りすぎ」を減らすことに取り組んだらどうか。(他同趣旨のご意見2件)   |
| たばこ対策よりも自殺率の低下など心の健康の問題やストレス軽減に真剣に取り組んでももらいたい(この部分には具体策がない)。(他同趣旨のご意見8件)  |
| たばこだけを悪者にするのではなく、麻薬や覚醒剤の撲滅に力を注ぐべきである。   |
| 何でも過ぎるとよくないが、たばこが健康に悪影響があるとは思えない。(他同趣旨のご意見4件)   |
| 自分は喫煙マナーを守り、その向上に努めている。(他同趣旨のご意見14件)  |

## ○アルコール分野についてのご意見

### ・新規目標項目の設定について

| 該当箇所(ページ) |    |   |  |     | 意見の概要                          |
|-----------|----|---|--|-----|--------------------------------|
| 4         | II | 5 |  | P46 | 健康な飲酒の方法についても議論し、目標値に設定してはどうか。 |
|           |    |   |  |     | "効用とリスク"の周知達成率を目標値にすべきである。     |

### ・今後重点的に取り組むべき課題及び新たに講ずべき施策等について

| 該当箇所(ページ) |    |   |       |     | 意見の概要   |
|-----------|----|---|-------|-----|---|
| 4         | II | 5 | (2)   | P46 | 2行目の「未成年者飲酒及び多量飲酒者」を「多量飲酒者及び未成年者飲酒」に訂正する。   |
|           |    |   |       |     | ニコチン依存症に比べ、社会生活を破綻される可能性が高いアルコール依存症にこそ保険を適用すべきである。また、今後の課題の内容はあまりにも抽象的で実効性に乏しい。   |
| 4         | II | 5 | (2) ① | P46 | <p>具体策としての「アルコール飲料の販売日や時間の制限等のように供給を減らす対策に加え」との表記は、自動販売機の深夜時間販売規制をイメージしたものと思われるが、誤解されないよう、明確に「自動販売機における販売時間規制を強化することにより、供給を減らすなどの対策に加え」とのような表記が望ましい。(他同趣旨のご意見1件)</p> <p>「アルコール飲料の販売日や時間の制限等のように供給を減らす対策に加え、」の部分を削除又は見直すべきである。</p> <p>&lt;理由&gt;<br/>           販売日や販売時間の規制は効果的な方法ではなく、かえって大きな問題を発生させてしまうと考えている。<br/>           ・販売日や販売時間の規制を実施しても、大量買いやまとめ買いにより多量飲酒者の削減には効果がない。<br/>           ・英国では酒類を提供するパブでの時間規制により、逆に販売時間終了直前の閉店間際のイッキ飲み等の弊害が大きくクローズアップされている。<br/>           ・未成年者の酒類の購入問題から行政と業界が連携して取り組み、酒類の自動販売機は激減し(平成8年:186千台→平成17年:31千台)、着実な成果を上げている。<br/>           ・一律的な抑制策はありえず、個々の実態に沿った対策とすべきであり、酒類摂取についての自己判断の啓発普及と、問題飲酒を減少させることが優先されるべきと考える。</p> |



|  |    |   |     |   |     |   |
|--|----|---|-----|---|-----|---|
| 4  | II | 5 | (2) | ② | P46 | <p>「未成年者に限らず全般的にその需要を減らす対策に加えて」の部分を削除又は見直すべきである。(他同趣旨のご意見1件)</p> <p>&lt;理由&gt;<br/>     今後新たに講ずべき施策には、それぞれのアルコール関連問題に対する個別の解決策が重要であり、総需要の抑制によっては決して解決されないと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と酒類業界の連携により、販売時の年齢確認やそれに伴う酒類販売管理者の設定等の施策が既に実施されている(酒類販売免許の必要要件)。</li> <li>・アルコール飲料の総需要は殆どが成年に支えられており、需要抑制策が未成年者飲酒防止に効果を発揮するとは考えられない。</li> <li>・既に日本でのアルコールの一人当たり摂取量は減少しているが、これに応じてアルコール関連問題が減少しているとは言えず、個別問題への対応策の充実が課題となるのは明らかであると考える。</li> <li>・適正な飲酒量に関しては、性別、年齢、その他の個体差、飲み方等で大きな個人差があり一律な目標値はありえない。一律・定量的な目標値設定は、個々の国民にとって納得できるものではなく、合理性を欠いたものとなる。</li> </ul> |
| <p>「実証的エビデンスは乏しい」の部分を削除又は見直すべきである。(他同趣旨のご意見1件)</p> <p>&lt;理由&gt;<br/>     ・P20の(3)「評価」にある記述を自ら否定するものである。<br/>     ・ビール業界の「未成年者飲酒防止への取り組み活動」といった啓発普及活動や、行政と酒類業界が連携して取り組んだ従来型の酒類自動販売機の大幅な削減(平成8年:186千台→平成17年:31千台)等が削減実績に貢献したと考えている。</p> |    |   |     |   |     |   |